

令和 3 年

五所川原市教育委員会

第 4 回 定 例 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

1	議案第19号	臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市学校給食費の助成に関する規程の一部改正について）	P 1
2	議案第20号	五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について	P 4
3	議案第21号	五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	P 6
4	議案第22号	五所川原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について	P 12
5	議案第23号	五所川原市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令の制定について	P 14
6	議案第24号	五所川原市社会教育委員の委嘱について	P 16

## 議案第19号

### 臨時代理の承認を求めることについて

下記のとおり、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和3年4月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 記

- 1 五所川原市学校給食費の助成に関する規程の一部改正について
- 2 期間 令和3年4月1日（水）から

### 提案理由

五所川原市学校給食費の助成に関する規程を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものである。

五所川原市令和2年度学校給食費の助成に関する規程の一部を改正する訓令（案）  
五所川原市令和2年度学校給食費の助成に関する規程（令和2年五所川原市教育委員会  
訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和2年度」を削る。

第3条第3号を削る。

附則第3項を削る。

附 則

この訓令は、令和3年3月31日から施行する。

○五所川原市令和2年度学校給食費の助成に関する規程（令和2年五所川原市教委訓令第2号）の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>五所川原市学校給食費の助成に関する規程</p> <p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この規程により、学校給食費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、給食規程第3条に規定する児童等の保護者であって、市内に住所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>附 則</p> <p>2 略</p>	<p>五所川原市<u>令和2年度</u>学校給食費の助成に関する規程</p> <p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この規程により、学校給食費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、給食規程第3条に規定する児童等の保護者であって、市内に住所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定による就学奨励で学校給食費に関するものを受給している者</u></p> <p>附 則</p> <p>2 略</p> <p><u>(この規程の失効)</u></p> <p>3 <u>この規程は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>

## 議案第20号

五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定  
について

五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のとおり定める。

令和3年4月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾 孝紀

### 提案理由

金木総合支所新庁舎建設による伊藤忠吉記念図書館の名称及び位置の変更に伴い、五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例（令和2年五所川原市条例第38号）の施行期日を定めるため制定するものである。

五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（案）  
五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例（令和２年五所川原市条例第３８号）の施行期日は、令和３年５月６日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第21号

五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年4月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾 孝紀

提案理由

伊藤忠吉記念図書館が、令和3年5月6日に開庁予定の新金木総合支所へ移転することに伴い名称を改めるため、当該規則において一部を改正するものである。



五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市立図書館設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の表伊藤忠吉記念図書館の項、第4条第1項第2号及び第10条第4項中「伊藤忠吉記念図書館」を「五所川原市立図書館金木分館」に改める。

様式第1号中

「

貸出券番号	フリガナ		性別
	氏名		男・女

」

を

「

貸出券番号	フリガナ	
	氏名	

」

に改め、

「

図書館処理欄

受付館	*五所川原市立図書館 *伊藤忠吉記念図書館 *市浦分館			新規・再交付
住所区分	在住・近隣	共通利用券	番号	
	在勤・在学		有効期限 年 月 日	
受付者		データ処理日	年 月 日	証明書 確認
備考	済 ・ 未			

」

を削る。

様式第2号中

「

図書館処理欄

受付館	*五所川原市立図書館 *伊藤忠吉記念図書館 *市浦分館		
受付者		データ処理日	年 月 日
備考			

」

を削る。

附 則

この規則は、令和3年5月6日から施行する。

○五所川原市立図書館設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第22号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="185 448 1068 652"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五所川原市立図書館金木分館</td> <td>午前9時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>五所川原市立図書館金木分館</u> ア～エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(図書館資料の返却)</p> <p>第10条 館外貸出された図書館資料は、条例第2条の五所川原市立図書館（以下「本館」という。）又は条例第3条の図書館の分館のいずれにおいても返却することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 返却ポストは、本館及び<u>五所川原市立図書館金木分館</u>に設置する。</p>	名称	開館時間	略		五所川原市立図書館金木分館	午前9時30分から午後5時まで	略		<p>(開館時間)</p> <p>第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1173 448 2056 652"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊藤忠吉記念図書館</td> <td>午前9時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>伊藤忠吉記念図書館</u> ア～エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(図書館資料の返却)</p> <p>第10条 館外貸出された図書館資料は、条例第2条の五所川原市立図書館（以下「本館」という。）又は条例第3条の図書館の分館のいずれにおいても返却することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 返却ポストは、本館及び<u>伊藤忠吉記念図書館</u>に設置する。</p>	名称	開館時間	略		伊藤忠吉記念図書館	午前9時30分から午後5時まで	略	
名称	開館時間																
略																	
五所川原市立図書館金木分館	午前9時30分から午後5時まで																
略																	
名称	開館時間																
略																	
伊藤忠吉記念図書館	午前9時30分から午後5時まで																
略																	

改正後	改正前
様式第1号（第8条関係）	様式第1号（第8条関係）

改正後

様式第2号（第11条関係）

団体貸出登録申込書

※ 太線の中のみご記入ください

申込日 年 月 日

利用者番号	フリガナ	
	団体名	
所在地	〒 —	
①電話番号	—	—
②電話番号	—	—
責任者氏名		
メールアドレス	1 パソコン 2 携帯	
予約連絡方法	1 ①電話 2 ②電話 3 メール 4 FAX 5 その他（ ）	

改正前

様式第2号（第11条関係）

団体貸出登録申込書

※ 太線の中のみご記入ください

申込日 年 月 日

利用者番号	フリガナ	
	団体名	
所在地	〒 —	
①電話番号	—	—
②電話番号	—	—
責任者氏名		
メールアドレス	1 パソコン 2 携帯	
予約連絡方法	1 ①電話 2 ②電話 3 メール 4 FAX 5 その他（ ）	

図書館処理欄

受付館	*五所川原市立図書館 *伊藤忠吉記念図書館 *市浦分館		
受付者	データ処理日	年 月 日	
備考			

議案第 22 号

五所川原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について

五所川原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を次のとおり定める。

令和 3 年 4 月 22 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

令和 3 年 3 月に策定された「行政手続等における押印見直し基準」に基づき、速やかに押印義務付けを廃止するべく、押印義務付けの規定がある規則を改正せずとも押印を廃止できるよう特例規則を制定するものである。

五所川原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、五所川原市教育委員会規則で定める申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の義務付けの廃止）

第2条 五所川原市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

五所川原市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令の制定について

五所川原市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令を次のとおり定める。

令和 3 年 4 月 22 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

令和 3 年 3 月に策定された「行政手続等における押印見直し基準」に基づき、速やかに押印義務付けを廃止するべく、押印義務付けの規定がある訓令を改正せずとも押印を廃止できるよう特例訓令を制定するものである。



五所川原市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令（案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、行政手続の簡素化を推進することにより、利便性の向上を図るため、五所川原市教育委員会訓令で定める申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の義務付けの廃止）

第2条 五所川原市教育委員会訓令で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該訓令の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

議案第24号

五所川原市社会教育委員の委嘱について

次の者を五所川原市社会教育委員として委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

令和3年4月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾 孝紀

提案理由

五所川原市社会教育委員設置条例の規定に基づく五所川原市社会教育委員の委嘱について、同意を求めるため提案するものである。